

平和条項 70 条と労使共同宣言

「憂う会」通信では、平和条項 70 条に触れ、第 35 回臨時大会「大会宣言」の中にある「2 月 26 日、会社から「労使共同宣言」の失効通告を受ける事態となった。これは「労使間の取扱いに関する協約」の第 70 条（平和条項）は「会社及び組合は、団体交渉を経なければ争議行為は行わない」となっており、なぜ、組合が労働協約を破り労使共同宣言を破棄する道を選んだのか、私たちは「経過、判断、責任」に真摯に向き合い具体的に総括をしていかなければならない。」という文言を利用し「**総懺悔して会社に許しを乞うているようで、本当に情けない限りである。**」と批判しています。

18 春闘を一部役員のご自己保身から何も間違っていないと主張せざるを得ない者たちにとって、18 春闘の何が間違いなのかを捉え返す姿は理解することはできないのでしょうか。

私たちは会社に懺悔ではなく、これからしっかりと向き合うために失敗したことは素直に失敗したと認めているだけなのです。日本は法治国家であり、労働組合は法律によって守られています。協約 70 条、「労使共同宣言」も法に守られた「労働協約」であり、労使関係上、その約束は守られなくてはならないものです。それを破ってしまった反省に立たない限り、失った信用は戻ることはありません。

平和条項 70 条の経緯について触れます。労働組合が要求の前進に向けてたたかう場合、要求を申し入れ団体交渉を行って会社と対立した際は、その後、定期中央委員会でスト権を確立し交渉力を高め、再度申し入れを行ってスト権を背景にして団体交渉で成果を勝ち取る。またはスト権を行使して成果を勝ち取るという手法をとるのが一般的です。しかし、JR 東労組の場合「労使共同宣言」を基礎にして労働協約において平和条項 70 条が存在します。この平和条項 70 条は「会社及び組合は団体交渉を経なければ争議行為を行わない」と謳われています。

今回のたたかいに当てはめてみますと、1 月 31 日に申 13 号で「定額以外の実施方法は将来にわたって行わないこと」を求め、会社と対立をします。

その後、2 月 9 日に定期中央委員会を開催し、確立しているストライキ権のもと、あらゆる戦術を行使することを決め、交渉力を高めてきました。そして、再度 2 月 16 日に闘申 1 号を申し入れスト権を背景にして団体交渉で成果を勝ち取るところでありますが、2 月 19 日に非協力闘争として「争議行為予告通知」を厚生労働大臣、中央労働委員会と会社に通告してしまいました。ここに大きな判断ミスが存在をします。

一般的にはそのやり方で何ら問題はありませんが、JR 東労組には「労使共同宣言」と平和条項第 70 条が存在をします。ですから、2 月 16 日に闘申 1 号を申し入れ、団体交渉が終了していない段階で、外部に非協力闘争の「争議行為予告通知」をしたことは、第 70 条の労働協約を組合の側から逸脱したことになります。

その結果が、JR 東労組の側が「労使共同宣言」を一方向的に破棄したとして、会社からの「労使共同宣言」の失効を通知されることになりました。このことは JR 東労組組合員が初めて経験する事態であり、組合員に大きな不安を与えました。

また、会社の訓示や社員面談では、「労使共同宣言」の失効が繰り返し説明され、組合員の不安は拡大し、脱退者は一気に広がっていきました。